

中央区介護保険サービス事業者連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、中央区介護保険サービス事業者連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、サービス提供事業者が主体的に活動していくことにより、中央区における介護保険サービスの質の向上と介護保険事業の円滑で適正な推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡協議会は、次の活動を行う。

- (1) 事業者間及び事業者と保険者の情報共有化の推進及び連携強化
- (2) サービス提供従事者に対する研修等の企画・実施
- (3) 介護サービス等に関する調査研究活動
- (4) 事業者情報の発信
- (5) その他、サービスの質の向上に必要な取組み

(会員)

第4条 連絡協議会は、中央区内の介護保険サービス提供事業者及び中央区民に介護保険サービスを提供するサービス提供事業者を会員とする。

2 指定申請中の事業者及び第1項にあてはまらない事業者は、運営幹事会の承認により会員とすることができる。

(運営体制)

第5条 連絡協議会には、役員を置く。

2 連絡協議会は、総会、運営幹事会、サービス連絡会の3組織により運営される。

(役員)

第6条 連絡協議会の役員は、会長(1人)、副会長(2人)、書記(1人)とする。

- 2 役員は、連絡協議会の適正かつ円滑な運営に努める。
- 3 役員は、総会により選出され、任期は1年とし、再任は3年までとする。
- 4 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 連絡協議会は、総会を年2回開催する。

- 2 総会においては、事業計画及び事業報告の承認、役員の選出・承認等を行う。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議決は多数決による。
- 4 臨時総会は、運営幹事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催することができる。

5 総会欠席者は、委任状により会員である代理人に表決を委任することができる。

(運営幹事会)

第8条 連絡協議会に運営幹事会を設置し、総会の決定に基づいた事業計画の実施・進捗管理、入退会の受付・承認等を行う。

2 運営幹事会は役員及び各サービス連絡会の正副代表(以下「運営幹事」という。)で構成する。

3 運営幹事会は、運営幹事の過半数の出席をもって成立し、議決は多数決による。但し、この会則に別に定める場合はこの限りでない。

4 運営幹事会欠席者は、委任状により会員である代理人に表決を委任することができる。

5 運営幹事会は、原則として3か月に1回程度開催する。

6 運営幹事会の事務局は、会長の事業所に置く。

(サービス連絡会)

第9条 連絡協議会に次のサービス連絡会を設置する。

- (1) 居宅介護支援連絡会
- (2) 訪問介護・訪問入浴連絡会
- (3) 訪問看護・訪問リハビリ連絡会
- (4) 通所サービス連絡会
- (5) 福祉用具連絡会
- (6) 住宅改修連絡会
- (7) 入所系サービス連絡会

2 各サービス連絡会において、代表(1人)、副代表(2人以内)を選出する。

3 代表及び副代表は、会員の互選とする。

4 代表及び副代表の任期は1年とし、再任は3年までとする。

5 代表及び副代表は、運営幹事を兼任する。

6 各サービス連絡会は、事業者代表で構成する会員を対象とした定例連絡会を行う。

7 定例連絡会は、原則として3か月に1回程度開催し、事業計画に基づく研修会、情報交換等を行う。

8 各サービス連絡会の事務局は、代表の事業所に置く。

(入退会の手続き)

第10条 サービス提供事業者が会員となる場合は「入会届」(別記第1号様式)を、退会する場合は「退会届」(別記第2号様式)を運営幹事会に提出し、承認されなければならない。

2 運営幹事会が入退会を決定したときは、「入退会承認書」(別記第3号・第4号様式)によりサービス提供事業者へ通知する。

(退会の事由)

第11条 サービス提供事業者が次の要件に1つでもあてはまる場合は、退会しなければならない。

- (1) 法人の解散
- (2) 法規に違反する行為を行った場合
- (3) 指定事業所の取り消しを受けた場合

(4) その他、会員にふさわしくないと認められる行為を行った場合

2 運営幹事会は、第1項にあてはまるサービス提供事業者が退会届を提出しない場合、運営幹事の3分の2以上の議決に基づき、退会の勧告をすることができる。(別記第5号様式)

(除名)

第12条 運営幹事会は、前条第2項の退会の勧告に従わないサービス提供事業者を、運営幹事の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。(別記第6号様式)

(事業年度)

第13条 連絡協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 当面の間、会費の徴収は行わない。

(会則の改正)

第15条 この会則を改正する場合は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成によって、議決しなければならない。

(連絡協議会の事務局)

第16条 事務局は、中央区福祉保健部介護保険課に置くこととする。

2 連絡協議会の事務局は、会場の提供や資料の印刷、研修費用の負担等、運営に必要な支援を行うとともに、各種情報の提供を行うものとする。

(附則)

1 この会則は、平成15年3月25日から施行する。

(サービス連絡会の代表及び副代表の選出に関する特例)

2 平成15年度のサービス連絡会の代表及び副代表の選出は、第9条第3項の規定にかかわらず総会が行う。